

## 令和元年9月清須市議会定例会会議録

令和元年9月26日、令和元年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市民環境部長  
健康福祉部長  
建設部長  
会計管理者  
教育部長  
監査委員事務局長  
総務部次長兼防災行政課長  
市民環境部次長兼産業課長  
健康福祉部次長兼子育て支援課長  
健康福祉部次長兼健康推進課長  
総務部参事  
建設部参事  
建設部参事  
人事秘書課長  
企画政策課長  
財政課長  
税務課長  
収納課長  
市民課長  
保険年金課長  
生活環境課長  
西枇杷島市民サービスセンター所長  
清洲市民サービスセンター所長  
春日市民サービスセンター所長  
社会福祉課長  
高齢福祉課長  
土木課長  
都市計画課長  
上下水道課長

栗本和宜  
河口直彦  
永湊貴徳  
吉田敬  
加藤秀樹  
三輪晃司  
丹羽久登  
石田隆  
加藤久喜  
佐古智代  
山下雅也  
横井仁一  
鈴木貴博  
舟橋監司  
後藤邦夫  
岩田喜一  
渡辺由利子  
三輪好邦  
伊藤嘉規  
篠田敬幸  
島津行康  
北神聖久  
葛山悟  
日比野鋭治  
鹿島康浩  
古川伊都子  
飯田英晴  
長谷川久高  
菅野淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	楢	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	近	藤	修	好
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課課長補佐	川	村	幸	一

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成30年度清須市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成30年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 7 議案第42号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- 日程第 8 議案第43号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第44号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第45号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第46号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第47号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 清須市下水道条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 0 議案第 5 5 号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 1 議案第 5 6 号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 3 発議第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）
- 追加日程第 1 議案第 5 9 号 工事請負契約（雨水貯留施設設置工事）の一部を変更する契約の締結について
- 追加日程第 2 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第 3 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書
- （ 傍聴者 なし ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議 長 (久野 茂君)

おはようございます。

令和元年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から、議案第59号 工事請負契約（雨水貯留施設設置工事）の一部を変更する契約の締結についてが提出されております。

この議案については、市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、採決を行いたいと思います。

また、各常任委員会の委員長から常任委員会の閉会中の継続審査申出書が、また、議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書が提出されております。これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 (久野 茂君)

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第23までの案件については、9月9日の本会議において各常任委員会に審査を付託いたし、十分ご審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、11日に開催されました総務委員会の報告を白井委員長より求めます。

白井委員長。

< 総務委員会委員長（白井 章君）登壇 >

総務委員会委員長（白井 章君）

議席19番、総務常任委員長、白井 章でございます。

令和元年9月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件に

つきましては、去る9月11日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

それでは、認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定の所管分についてご報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、市税について、委員より、「市民税等の不納欠損額が昨年と比較して減少しているが、どのような取り組みを行ったのか」との質問があり、当局は、「納税折衝と滞納処分、差し押さえを積極的に実施した効果によるものです」との答弁でありました。

委員より、「市民税所得割分の納税義務者1人あたりの決算額が減っている原因は何か」との質問があり、当局は、「ふるさと納税による寄附金控除や住宅借入金特別控除の増加が原因と考えられます」との答弁がありました。

委員より、「100万円以上の高額滞納者は何名いるのか」との質問があり、当局は、「平成30年度は106名、現在は87名です」との答弁でありました。

委員より、「法的手段をとって厳しく徴収する必要があると思うが、どうか」との質問があり、当局は、「差し押さえなどを実施し、高額滞納者にならないように努めています」との答弁でありました。

財産売払収入について、委員より、「不動産売払収入として売却した土地はどこか」との質問があり、当局は、「西枇杷島中学校に隣接した県道用地と斎場施設建設に伴う移設前の古川排水路用地の2か所です」との答弁でありました。

雑入について、委員より、「運転免許証返納者に対する無料乗車券の有効期間が1年間となった理由は」との質問があり、当局は、「昨今、高齢者の方々の事故が多くなっていることを受けて、運転免許証の返納を促すという意味も込めて1年といたしました」との答弁がありました。

委員より、「レンタサイクル利用料と広告掲載料の内訳は」との質問があり、当局は、「レンタサイクル利用料は77名分で、広告掲載料は2件分です」との答弁でありました。

歳出では、職員研修費について、委員より、「接遇指導者研修はどのような立場の職員を対象としたのか」との質問があり、当局は、「各課で選任する接遇リーダーとサブリーダーを対象としました」との答弁でありました。

企画費について、委員より、「元気な清須ふるさと応援費の不用額の内容は」との質問があり、当局は、「返礼品の配送料が当初の見込みより安価となったこと、返礼品のこん包資材が既製品

で対応することができ、新たに作成する必要がなくなったことによる執行残です」との答弁でありました。

監査委員費について、委員より、「昨年度の監査請求の件数と内容は」との質問があり、当局は、「監査請求は0件でした」との答弁でありました。

公共施設マネジメント費について、委員より、「公共施設等総合管理計画の進捗状況は」との質問があり、当局は、「平成29年度に各施設の劣化状況を調査し、状態を把握しました。平成30年度は各施設の適正配置方針の検討を行ったところです。そして、令和元年度に個別整備方針を策定し、あわせて個別施設計画を策定予定です」との答弁でありました。

コミュニティ推進費について、委員より、「自治活動費補助金の活用について、ブロックによって活動の温度差があると思うが、市としての見解はどのようなものか」との質問があり、当局は、「自治活動費補助金には3つの区分があり、地域によって温度差はありますが、補助金の活用をきっかけとして、コミュニティ活動をより一層活性化できればと考えております」との答弁でありました。

交通安全対策費について、委員より、「放置自転車等対策費に有料駐輪場に関する費用は含まれるのか」との質問があり、当局は、「自転車駐車場整備センターに委託しておりますので、含まれておりません」との答弁でありました。

委員より、「今後、有料駐車場を増やす予定はあるのか」との質問があり、当局は、「今後、乗降客の多い駅については、段階的に増やしていきたいと考えております」との答弁でありました。

消防団費について、委員より、「消防団員の定員数と現在の団員数、また欠員数はどのように推移しているか」との質問があり、当局は、「定員数は293名で、団員数は9月1日現在で273名です。よって、欠員数は20名です。欠員数の推移はここ数年ほぼ横ばいであります」との答弁でありました。

防災対策費について、委員より、「地域防災リーダーを養成するフォローアップ講座の受講対象者はどのような人か」との質問があり、当局は、「地域防災リーダー養成講座を本年度受講された方と前年度及び前々年度に受講された方です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定の所管分については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第４２号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「人件費の影響額はどの程度になるか」との質問があり、当局は、「当初予算と比較して約１億４千万円増加の見込みとなります」との答弁でありました。

委員より、「支払うことができる各種手当はある程度自治体に任されているのか」との質問があり、当局は、「基本的に国の非常勤職員の制度に準じた形です」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第４２号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第４３号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案と議案第４４号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案と議案第４５号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案並びに議案第５４号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第４号）案の所管分につきましては、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件についてご報告を申し上げます。

議 長（久野 茂君）

ただいま委員長報告がありましたが、ご質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（久野 茂君）

質問もないようですので、白井委員長ご苦労さまでした。

自席へお戻りください。

次に、１３日及び１７日に開催されました福祉委員会の報告を飛永委員長より求めます。

飛永委員長。

< 福祉委員会委員長（飛永 勝次君）登壇 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

議席９番、福祉常任委員長、飛永勝次でございます。

令和元年９月定例会に上程されました議案のうち当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る９月１３日、１７日の両日、午前９時３０分から委員会を開催し、委員全員出



席のもと慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、保健衛生使用料について、委員より、「新川墓地使用料について、10区画80万円の予算計上額に対し2区画16万円での決算となっているが、どのような見込みで予算計上したのか」との質問があり、当局は、「平成30年度予算までは目標区画数を計上しており、本年度予算より実績区画数へ見直しました。新川墓地の利用者については年々減少傾向にあり、広報紙等による募集を毎年5月、10月に行っています」との答弁でありました。

戸籍住民基本台帳手数料について、委員より、「市民サービスセンターでの証明書の発行割合は」との質問があり、当局は、「平成30年度の証明書の発行件数は、市民課が6万743件、西枇杷島市民サービスセンターが4千247件、清洲市民サービスセンターが4千392件、春日市民サービスセンターが5千394件となり、それぞれの割合は市民課が81.2%、市民サービスセンターが18.8%となります」との答弁でありました。

児童福祉使用料について、委員より、「私的契約児は、幼児教育・保育の無償化の対象になるのか」との質問があり、「私的契約児は無償化の対象となりません」との答弁でありました。

生活保護費負担金について、委員より、「昨年実施された生活保護基準の見直しによる影響は」との質問があり、当局は、「生活保護費が減少した世帯もあれば増加した世帯もあり、清須市全体の総額としては大きな影響はありません」との答弁でありました。

戸籍住民基本台帳費委託金について、委員より、「中長期在留者住居地届出等事務委託金の内容は」との質問があり、当局は、「外国人の住居地届出手続き、在留資格変更等に伴う手続に要する経費に対する委託金です」との答弁でありました。

社会福祉費負担金について、委員より、「後期高齢者医療保険基盤安定負担金とは」との質問があり、当局は、「後期高齢者医療特別会計から愛知県広域連合納付金として歳出される財源の一部で、愛知県の負担分です」との答弁でありました。

歳出では、社会福祉総務費について、委員より、「介護保険の日常生活圏域をどのように考えているか」との質問があり、「第8期介護保険事業計画策定の中で、現在の状況と課題を精査し、本市の方向をお示ししていきます」との答弁でありました。

障害者福祉費について、委員より、「扶助費の不用額の要因は何か」と質問があり、当局は、「障害福祉サービスの利用料の伸び率が想定よりも少なかったことによるものです」との答弁でありました。

委員より、「就労に関する事業費が伸びている要因と今後の対応は」との質問があり、当局は、「障がいのある方の社会参加への理解が深まり、一般企業への就職や就労に関するサービス提供事業所の増加などにより、事業費が伸びているととらえています。今後もハローワークなどの関係機関とも連携し、障がいのある方の社会参加への支援を行っていきます」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「75歳以上の人口から後期高齢者健診の受診者数が減少している理由は」との質問があり、当局は、「既に治療中の方は健康診査を受けない場合もあります」との答弁でありました。

委員より、「第6特別養護老人ホーム建設の進捗状況は」との質問があり、当局は、「現在、愛知県の建設に関する補助金のヒアリングが終了している状況です」との答弁でありました。

委員より、「電子連絡帳の利用状況と課題について」との質問があり、当局は、「現在の登録者は124名であり、今後、患者の登録者を増やしていくことが課題となります」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「当市の児童虐待対応の実績件数は」との質問があり、当局は、「昨年度、要保護児童対策協議会の実務者会議で検討した件数は、要保護ケースと要支援ケースを合わせて、延べ1千342件でありました」との答弁でありました。

委員より、「病児保育利用の年齢の内訳とその理由は」との質問があり、当局は、「乳児が238人、幼児が128人、小学生が50人の計416人であり、風邪やインフルエンザ等の疾患での利用が多いとの報告を受けています」との答弁でありました。

保健衛生総務費について、委員より、「現在の休日急病診療所は耐震に不安があるが、今後のあり方について」との質問があり、当局は、「西部休日急病診療所のあり方については、広域消防・医師会・2市1町などの関係各所との調査研究を進め、今後、方向性について検討いたします」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援の実施内容について」との質問があり、当局は、「子育て世代包括支援センターには、母子保健コーディネータとして、助産師及び保健師を配置し、妊娠前からの総合相談や全妊婦に子育てケアプランを作成していま

す。また、子育てコンシェルジュや地区担当保健師らと連携して、子育て支援につながるよう努めています」との答弁でありました。

環境衛生費について、委員より、「河川環境美化推進協議会補助金150万円の内訳は」との質問があり、当局は、「環境美化推進協議会地区に70万円、美化ボランティアが行う河川清掃に対し10万円、河川の花壇に植える花の種や苗などとして残りを使用しています」との答弁でありました。

委員より、「斎苑施設周辺環境改善費1億2千282万624円ということで内訳があるが、周辺対策に概ね14億円必要で、市単独で4億7千万円必要とのことだが、その理解でよいか」との質問があり、当局は、「市単独については厳密な金額はかたまっていないが、全体で行う周辺環境改善事業は、14億円を目安に行っている状況であります」との答弁でありました。

農業総務費について、委員より、「宮重大根と土田かぼちゃはどのように利用しているのか」との質問があり、当局は、「宮重大根と土田かぼちゃとも学校給食への提供を始め親子料理教室の食材として、また地元店舗等におろしています」との答弁でありました。

観光費について、委員より、「新川やると祭事業費補助金633万円の内容は」との質問があり、当局は、「準備行為に要した費用や祭り中止によるキャンセル料となります」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてご報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「税の引き上げ要素は何か」との質問があり、当局は、「高齢者が多く、医療費が全体に上がること、平成28年度から社会保険の拡大があり、若い世代が社会保険に移り、所得があつて国民健康保険に入っている人が減ったこと。また、一般会計繰入金解消の方針を国から言われており、こういったことが国保税の上がる要因となっているものと考えます」との答弁でありました。

委員より、「激変緩和を考え、平成30年度から5年間かけて標準税率に近づけると言われたが、県内では7年、10年などを行っている市町村もあるようだが、清須市はどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「毎年の検討で医療費の高騰具合であるとか慎重に議論を

していく必要があると考えます」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定についてご報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「介護予防のいこまいか教室を地域の実情に合わせて実施できないか」との質問があり、当局は、「地域での実情も踏まえ、事業の利用促進に努めていきます」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についてご報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「軽減特例の段階的な廃止に伴う本市の状況については」との質問があり、当局は、「本算定ベースで令和元年度に8割軽減となった方は1千441人おり、平成30年度と比較した影響額は648万4千500円負担が増えました」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「印鑑証明に旧氏が記載されるとのことだが、詳細は」との質問があり、当局は、「11月5日から旧氏記載の請求があった方から証明書へ記載していきます」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今回の条例改正により事務量の負担は増加するのか」との質問があり、当局は、「事務量の負担が大幅に増加するとは想定していません」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「幼児教育・保育無償化により副食費が実費徴収となるが、市独自の減免の考えと無償化前より負担額が増える対象者はいるか」との質問があり、当局は、「現在実施している年収約470万円未満世帯の第2子に対する保育料減免対象者が負担増にならないように、副食費の免除を市独自として継続して実施をいたします。また、無償化後、負担額が増える対象者はおりません」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「放課後児童支援員の配置状況は」との質問があり、当局は、「各クラブに2名の放課後児童支援員を配置しております」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「補正予算に関する幼児教育・保育無償化の内容は」との質問があり、当局は、「月60時間以上の就労等の保育を必要とする家庭であって、認可外保育施設等を利用する3歳以上の全ての児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの利用料、また幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を一時利用している方で、その利用理由が保育を必要とする家庭については、幼稚園利用料の無償化に加えて一時預かり保育の利用料が無償化の対象となります」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第49号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を

定める条例の一部を改正する条例案、議案第55号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第56号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案並びに議案第57号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

福祉常任委員会に付託されました案件についてのご報告は以上でございます。

議長（久野 茂君）

ただいま委員長報告がありましたが、ご質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

質問もないようですので、飛永委員長、ご苦労さまでした。

自席へお戻りください。

次に、18日及び19日に開催されました建設文教委員会の報告を八木委員長より求めます。

八木委員長。

< 建設文教委員会委員長（八木 勝之君）登壇 >

建設文教委員会委員長（八木 勝之君）

議席15番、建設文教委員長、八木でございます。

令和元年9月定例会に上程されました議案のうち当建設文教委員会に付託されました案件について、去る9月18日、19日の両日、委員全員出席のもと午前9時30分より開催し、慎重に審議を行いました。その審議の主な内容と結果について、議案ごとに順次ご報告申し上げます。

最初に、認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定の所管分について、審議の主な内容と結果をご報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明が述べられた後、質疑に入りました。

歳入、12款使用料及び手数料では、委員より、「占用料の内訳は」との質問があり、当局は、「中部電力、NTT、東邦ガス、その他法人、個人の占用料です」との答弁でありました。

委員より、「都市公園使用料の内容は」との質問があり、当局は、「電柱等の占用と民間のサッカー教室などの使用があり、トータルの件数は19件です」との答弁でありました。

委員より、「屋外広告物手数料について、前年度より多い理由は。また、何らかの啓発を行っているのか」との質問があり、当局は、「前年度よりも申請件数が多く、また大企業の申請もあ

ったため手数料収入が増えました。なお、啓発等は特に行っておりません」との答弁でありました。

13款国庫支出金では、委員より、「社会資本整備総合交付金の補助率と交付金の内示について」との質問があり、当局は、「道路事業は55%、50%、河川事業は3分の1、都市再生区画整理事業については3分の1、都市公園整備事業は50%、市街地整備事業55%、50%の補助率であります。また、要望額により交付額が下回っているのが現状です」との答弁でありました。

委員より、「学校施設環境改善交付金の補助率はどれぐらいか」との質問があり、当局は、「補助対象事業費の3分の1です」との答弁でありました。

委員より、「新川高校の高等学校用地使用賃貸借料について覚書はあるか」との質問があり、当局は、「各所有者との契約書を締結しています。昭和60年に締結し、60年間の賃貸借期間となっており、相続による名義変更は行っています」との答弁でありました。

委員より、「生活保護費、就学援助費を受給されている方で給食費を滞納しているケースはあるのか。また、その場合の徴収はどうしているのか」との質問があり、当局は、「給食費滞納者の中には、ごくわずかですが、そういったケースがあり、福祉部局と連携しながら徴収にあたっています」との答弁でありました。

14款県支出金では、委員より、「国道調査事業等補助金の収入未済額は何か」との質問があり、当局は、「国からの補正予算を繰り越したものです」との答弁でありました。

歳出、6款農林水産業費では、委員より、「古川排水路を移設してトラブル・問題点はないか」との質問があり、当局は、「用水供給に問題はありません」との答弁でありました。

8款土木費では、委員より、「道路区画線の引き直しの時期と道路内の雑草やL字型側溝の土砂の堆積等の維持管理はどうしているのか」との質問があり、当局は、「道路パトロール、市民からの情報提供により、現場確認して、区画線の引き直し等の対応をしています。また、雑草やL字型側溝の土砂の堆積等については、現場作業員にて対応しています」との答弁でありました。

委員より、「街路灯費では、昨年と比べて電気代が増えているが、要因は」との質問があり、当局は、「電気料金の値上げと街路灯の新設分が増加の要因です」との答弁でありました。

委員より、「市道西田中蓮池線整備、船舩橋整備、白弓橋整備の進捗状況は」との質問があり、当局は、「西田中蓮池線の整備は渇水期に施工を予定しています。また、船舩橋は本年度未完了を目指して整備を進めています。白弓橋は令和元年度に下部工を、令和2年度には上部工の整備

予定です」との答弁でありました。

委員より、「五条川ふるさとの川モデル事業のエリアはどこか。また、事業を広めていく予定は」との質問があり、当局は、「旧清洲町の区域内です。合併前に指定されたもので、現在は国のメニューにありません。現河川計画に沿った整備を要望してまいります」との答弁でありました。

委員より、「雨水貯留施設の電気代6か所分はどこか」との質問があり、当局は、「土田、一場北部、JR枇杷島駅東、名古屋高速高架下、夢の森、清洲城広場の調整池です」との答弁でありました。

委員より、「エア遮断機の保守点検はどうしているか」との質問があり、当局は、「今年度までは瑕疵担保期間であり、業者にて点検を行っています。令和2年度から保守点検の委託を行う予定をしています」との答弁でありました。

委員より、「民間ブロック塀撤去費について、通学路に該当する件数はどれくらいか。また、通学路の安全確認について教育委員会とどのように連携しているのか」との質問があり、当局は、「通学路に該当するのは3件で、約80メートルの延長です。なお、通学路の安全確認については、昨年のおおさかの災害後、学校と調整しながら実施しています」との答弁でありました。

委員より、「土地区画整理事業の進捗状況は」との質問があり、当局は、「清洲駅前土地区画整理事業は昨年度より工事を始め、進捗率は事業費ベースで約9%です。新清洲駅北土地区画整理事業におきましても昨年度より工事に着工し、今年度、道路と宅地の造成が一部完了し、土地の使用収益を開始しております。進捗率は事業費ベースで46.4%です」との答弁でありました。

委員より、「清洲駅前広場整備について、稲沢市との協議は進んでいるか」との質問があり、当局は、「稲沢市、尾張建設事務所及び一宮建設事務所などと協議をしながら事業を進めています」との答弁でありました。

委員より、「都市公園と児童遊園等の管理上の違いはあるのか。また、都市公園は長寿命化計画に基づいて改築更新を行っているが、児童遊園等についてはどうか」との質問があり、当局は、「管理上の違いはありません。また、都市公園の遊具の交換については国庫補助を活用しておりますが、修繕については、都市公園も児童遊園等も安全点検結果に基づき実施しております」との答弁でありました。

委員より、「規模の大きなちびっこ広場について、都市公園に変更計画はあるか」との質問が



あり、当局は、「現在のちびっこ広場を都市公園に変更することは、地元同意、法手続きなどが必要になるため、現時点では考えておりません」との答弁でありました。

9 款消防費では、委員より、「庄内川水防センターの芝生広場の利用についてルール等はあるのか」との質問があり、当局は、「現時点では自由使用になっていますが、今後の利用については、かわまちづくり協議会の会員の方々の意見も伺いながらルールづくりを検討します」との答弁でありました。

10 款教育費では、委員より、「特色ある学校づくり費の具体的内容は」との質問があり、当局は、「中学2年生の職場体験と、講師に依頼して将来の生き方に関する学習を行っています」との答弁でありました。

委員より、「青少年家庭教育相談で虐待の現状はどのように把握しているか」との質問があり、当局は、「虐待については、28年度は51件、29年度は62件、30年度は53件で、主なものは、母親による放置・体罰です」との答弁でありました。

委員より、「不登校の生徒に対して適応指導教室の利用をどのように考えているか」との質問があり、当局は、「適応指導教室があることも伝えながら学校へ通えるよう児童生徒へ働きかけをしています」との答弁でありました。

委員より、「私立幼稚園等就園奨励費補助金は、今後、無償化に伴い、支出はどのようになるのか」との質問があり、当局は、「従来の対象者に加え、所得制限で対象外だった方も新たに対象となるため、対象者数が増加します。授業料の限度額は2万7千500円、私立幼稚園に通う見込み園児約460名で、1年間で約1億3千万円の支出と見込んでおります」との答弁でありました。

委員より、「各学校の遊具の点検が行われているか。また、体育の授業で遊具を使った指導はあるのか」との質問があり、当局は、「遊具については年1回の点検を行っています。体育の授業を通して安全な遊具の使い方を指導するとともに、児童の体力増進のために努めています」との答弁でありました。

委員より、「学校就学援助費の前倒しの状況と今後の課題は」との質問があり、当局は、「新小学1年生に対する支給は33名で133万9千800円、新中学1年生に対する支給は51名で246万4千円です。30年度は3月15日の支給だったため、より早い時期に支給することが課題です」との答弁でありました。

委員より、「中学生海外派遣の令和元年度の応募人数及び応募者で外国籍の方はいますか」と

の質問があり、当局は、「応募者数は92名であり、全員日本国籍でした」との答弁でありました。

委員より、「過去からのトリエンナーレでの収蔵作品数を教えてください」との質問があり、当局は、「第1回から第9回までの作品数は118点です」との答弁でありました。

委員より、「男女共同参画講演会の具体的な啓発活動及び参加者の目標人数を教えてください」との質問があり、当局は、「広報・ホームページ等で周知を図り、関係団体との連携をとりながら参加人数を増やしていきます」との答弁でありました。

委員より、「2020年東京オリンピックの聖火ランナーの応募人数とミニセレブレーションの内容については」との質問があり、当局は、「愛知県の募集人数は22名で、4千34名の応募があり、183.4倍の倍率でした。また、ミニセレブレーションについては、織田信長公をイメージとした内容で検討しています。また、内容の発表については、12月ごろに愛知県から行われます」との答弁でありました。

委員より、「春、秋のウオークの市民の参加者について推移は」との質問があり、当局は、「参加者は、春が804名、秋が650名で、そのうち約3割が市民の方が参加しております」との答弁でありました。

委員より、「西枇杷島野球場と春日グラウンドのナイター設備のLED化を行う予定は」との質問があり、当局は、「現在は利用者から暗いという内容の苦情はありませんが、今後、水銀灯などの生産が中止になった場合などを想定しながら、計画的に改修できるように検討していきます」との答弁でありました。

委員より、「アルコ清洲とカルチバ新川の利用料金の収入について」との質問があり、当局は、「アルコ清洲は5千825万6千830円、カルチバは1千860万1千680円です」との答弁がありました。

委員より、「給食センターの調理員は何名不足しているのか。また、不足している中で調理員1人1人に過度な負担は生じていないか」との質問があり、当局は、「必要とする調理員数に対して9名が不足しております。それを補うため、シルバー人材センターの人材派遣で対応をしています」との答弁でありました。

委員より、「台風により給食中止の判断をされたが、食品ロスとなった状況はないか」との質問があり、当局は、「中止した日の献立を翌日にスライドするなどの献立変更を行って、給食用物資のロスは生じない対応をとることができました」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定の所管分については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度清須市下水道事業決算認定については、当局より決算書の朗読説明がされた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、「公共下水道事業受益者負担金の不納欠損額の内容は」との質問があり、当局は、「平成25年度分の89件です」との答弁がありました。

委員より、「下水道使用料の収入未済額が例年に比べて多いのではないか」との質問があり、当局は、「平成31年度に企業会計に移行したため、例年あった出納閉鎖期間がなくなったためです。この未済額は企業会計で特例的収入として収入しています」との答弁でありました。

歳出では、委員より、「平成30年度の汚水整備の進捗状況は」との質問があり、当局は、「平成30年度は企業会計に移行するため、繰り越し工事にならないように整備面積を抑えました」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第4号 平成30年度清須市下水道事業特別会計決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については、当局より議案の朗読説明がされた後、質疑に入りました。

委員より、「地方債の増額分は、交付金減額によるものか」との質問があり、当局は、「そのとおりです」との答弁でありました。

委員より、「交付金の減額は予想できないのか」との質疑があり、当局は、「他市町村の要望額にもよるので、予想は難しい」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第54号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成30年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

なお、議案第51号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案、議案第52号 清須

市下水道条例の一部を改正する条例案及び議案第53号 清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案については、当局より議案の朗読説明がされた後、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)については、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会に付託された案件につきましてご報告を終わります。

議長(久野 茂君)

ただいま委員長報告がありましたが、ご質問はございませんか。

( 「なし」 の声あり )

議長(久野 茂君)

質問もないようですので、八木委員長、ご苦労さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第54条の規定により通告制となっており、認定第1号に、加藤議員から反対討論、野々部議員から賛成討論、また、認定第2号、認定第3号、認定第5号、議案第42号、議案第43号及び議案第45号に加藤議員からそれぞれ反対討論が提出されております。なお、議案第42号で議案第43号をあわせて行っていただきます。

討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については、起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定についてを議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員(加藤 光則君)登壇 >

13番議員(加藤 光則君)

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成30年は、地方財政法が施行されて70年の節目の年です。地方自治体は地方財政法が定

める財政運営の基本原則のもと財政の健全性と自主性の確保を図りつつ、住民に最も身近な存在として、その安全と安心を確保していくという役割を担っています。そうした中で、平成30年度は、コミュニティバスの増車で増便を図ったことや無料塾の実施、放課後子ども教室の拡充など実施されたことは評価するものです。

今、地方自治体は、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、災害への備えなど多くの課題に直面しています。暮らしが大変になる中で、必要な財源を市民の暮らしを支えるために使っていく、さらに充実させるために、以下の点で意見を述べ、反対するものです。

まず、初めに、マイナンバー、個人番号カードについてであります。

情報通信技術の発展を行政手続に活用していく、そのこと自体に反対するものではありませんが、個人情報保護などに十分配慮をし、真に国民の利益になる方向でどう進めていくのか慎重な検討が必要だということであります。

莫大なシステム等の経費をかけて進められているわけですが、マイナンバーカードの普及率は今年3月時点で12.8%であります。国の情報管理への危機感、手続の煩わしさなどからほとんど活用されていません。マイナンバーの情報漏えい事案も年々増えており、個人情報保護が課題となっています。政府は国民1人1人に生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題であることを申し上げておきます。

次に、一場保育園が廃止され、民営化でこども園へ移行することについてであります。

その理由が耐震性に問題があり、民営認定こども園化とあわせて整備を進め、保育・幼児教育の充実に取り組むことにより、安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを進めるであります。本市は子育て人口が増えている市で、特に清洲地区は人口が増えています。市の保育責任はどうなるのかが心配されます。公立園の廃止・民営化には反対であります。

次に、高過ぎる国民健康保険についてであります。

保険税の引き下げなど、市民の暮らしの願いに真正面から取り組むべきであるということです。今後も愛知県に納める納付金は増加傾向にあり、そして、その増加に合わせて保険税も引き上げることとしています。既に保険税の負担は限界にきています。一般会計からの繰り入れなどを行うとともに、保険税を引き下げる立場で愛知県に引き下げを求めるべきです。

さらに、2000年に始まった介護保険制度は、それまでは家族介護に依存してきた日本の介護が大きく転換され、介護の社会化が達成されるとしてきました。しかし、3年ごとの保険料は

引き上げられ、制度の改悪が続いています。保険料の値上げを抑えるためにあらゆる努力をし、保険料のこれ以上の値上げはやめるべきです。

以上が、決算認定に対する反対の理由であります。あわせて、9月議会で明らかになった点について申し述べます。

それは、新川中学校に雨水貯留施設を整備するための実施設計が2千178万4千円が平成30年度予算に計上され執行されましたが、地下埋設物の確認が行われずに工事に着手し、その後の工事に多大な影響が出たことです。こうしたことは二度と起こさせないようにしていくことはもちろんですが、関係各課がしっかりと連携を図るとともに、原因の究明とともに再発防止の徹底を図っていくことを求めます。

最後に、国の悪政から市民を守ることが地方自治体の役割です。地方自治体の基本機能の大幅後退が危惧されています。地方自治体は国の下請ではありません。市民を守る立場こそ重要であり、求められることであることを最後に申し述べて、私の反対討論とします。

議長（久野 茂君）

続いて、野々部議員の賛成討論の発言を許可いたします。

野々部議員。

< 10番議員（野々部 享君）登壇 >

10番議員（野々部 享君）

議席10番、野々部 享でございます。

議長のお許しをいただきましたので、清政会を代表いたしまして、ただいま議題となっております認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

平成30年度予算は永田市長にとって最初の本格的な予算編成でありましたので、これまでの成長をとめることなく、「力強い清須」の実現に向けた本市の可能性を大きく広げる取り組みが期待されておりました。

こうした中で執行されました平成30年度一般会計の決算額は、歳入総額が265億9千900万円余り、歳出総額が253億8千502万円余りとなり、実質収支額は7億5千972万円余りの黒字でありました。

歳入面では、その根幹をなす市税収入について予算額を大きく上回ることができ、また、現年課税分の徴収率は過去最高でありました昨年度をもさらに上回ることができました。これも納税

者各位のご理解と関係職員の地道な努力の成果のあらわれと理解しております。

一方、歳出面では、「力強い清須」に向けたさまざまな行政課題への対応を着実に進めたものと認識しております。

まず、安全・安心の確保に向けて、学校施設長寿命化計画に基づく小中学校校舎改修を実施するなど、公共施設の長寿命化を進めました。

次に、児童の健全育成、子育て支援については、放課後子ども教室が未実施であった清洲東小学校など3校を整備し、この4月から市内全ての小学校で放課後子ども教室事業を実施するなど、子育て環境をさらに充実させております。

さらには、市発展の基礎となる鉄道高架事業や土地区画整理事業など、便利で快適な暮らしの実現に向けた基盤整備についても、計画どおり着実に前進させたものと認識しております。

このほか、清須市とあま市とで協力して進めている斎苑施設整備工事に着手するとともに周辺環境改善事業についても着実に実施するなど、本市が今後ますます発展するための根幹となる事業を実施したところであります。

また、こうした中でも、財政運営面では限られた予算に重点的かつ効率的に執行した結果、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標は早期健全化基準を大幅に下回っており、さまざまな市民サービスを支える本市の財政の健全性は維持されております。

以上を踏まえまして、私はこの決算認定につきまして賛成の意を表明するものであります。

今後ともさらなる清須市の発展に向けて、市長のもとで職員が一丸となって取り組んでいただきますことを大いに期待し、決算認定に対する私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長（久野 茂君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

( 時に午前10時32分 休憩 )

( 時に午前10時45分 再開 )

議長 (久野 茂君)

休憩前に続き、会議を開きます。

日程第2、認定第2号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

13番議員 (加藤 光則君)

議席番号13番、加藤光則です。

認定第2号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

国民健康保険が国保制度の広域化に伴って、都道府県が財政運営の責任主体となる都道府県化に移行して初年度の決算になります。この制度の改定によって、市は県が示した標準保険料率をもとに保険税を決めることになりました。そうした中で、均等割が前年比で2千400円上がり2万4千400円、平等割も400円引き上がり、1人あたり4千670円上がって8万8千490円にもなりました。本市はこうした引き上げを毎年行い、5年かけて県の標準保険料率までにしていくとしており、国保税の負担軽減や国保会計の赤字解消のために行っている一般会計からの法定外繰り入れが平成30年度は前年比に比べて削減されました。今や国保加入世帯の4分の1が収入なしと言われていています。本市の国保加入世帯8千656世帯のうち3千700世帯、43%が軽減世帯となっている実態からも、負担は限界を超えています。

国保の都道府県化と同時に、自治体の姿勢が大きく問われています。国保法は、第4条で市町村の責務を明らかにしているように、国保の運営は住民自治、団体自治の理念のもとで地域の実情を踏まえて行われるものです。国保制度の構造的矛盾の解決や被保険者の負担軽減が近々の課題となっているのと、市は最大の支援を国と県に求めるとともに、高過ぎる国保税を抜本的に引き下げ、市民の命と暮らしを全力で守るべきです。

以上の理由を述べて、反対討論とします。



議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第3、認定第3号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

認定第3号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

本市の65歳以上の第1号被保険者数は1万6千162人です。そして、6人に1人が介護を必要としています。しかし、今、高齢者を取り巻く状況は年金額の減少で可処分所得が下がり、圧倒的多数の高齢者にとって保険料の負担は重いものになっています。さらに、一人暮らしの高齢者の割合とともに、所得ゼロの方も増えるなど、経済的に厳しい実態があります。

そうした中で、平成30年度は3年ごとに保険料の見直しが行われ、基準額で年2千364円、率で4%の値上げとなりました。高齢者の介護保険料負担は限界を超えています。本市は基準の第5段階以下に54.7%の第1号被保険者がおり、段階数をさらに引き上げるとともに、基準段階以下の低所得者の倍率引き下げや減免など、対策が求められます。

また、介護保険では、必要になっても使えない、費用負担ができず利用を控えることなどが今も大きな問題となっています。特に、介護保険制度は障がい者の日常生活を支援する仕組みにはなっていません。しかし、多くの障がい者は65歳で介護保険サービス利用に移されます。必要な支援が十分得られなくなる上、低所得者でも利用料負担が発生するなど、生活の質の低下を強

いられています。介護保険制度を必要な介護が保障され、安心して利用できる制度にするために国や自治体の公費負担を増やしていくことを求め、反対討論とします。

議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第4、認定第4号 平成30年度清須市下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は認定されました。

日程第5、認定第5号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

認定第5号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、医療の利用頻度が高い高齢者を劣悪の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別を押しつける制度です。制度導入時に低所得者の保険料を軽減するために導入された特例軽減も段階的に撤廃され、保険料の値上げと差別的医療が押しつけられています。平成30年度の保険料率改定は、制度発足後、初めての引き下げで、3.19%減少となりましたが、その一方で、保険料軽減特例の見直しが行われ、保険料の所得割の軽減特例が廃止や、元被扶養者の均等割額の一律軽減は7割から5割になりました。そして、さらに、高額療養費自己負担限度額の引き上げが平成29年度8月に続き平成30年度8月に2段階に分けて行われました。病気になりがちで医療費がかかることが避けられない75歳以上を1つの制度にまとめ、高齢者人口が増えるたびに加入高齢者の負担割合を増加させる仕組み自体がもたらす重大な弊害です。

後期高齢者医療制度のもともとのねらいは、公的医療費の抑制・圧縮です。当時の厚労省幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずからの痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料負担がはね返る仕組みになっています。負担増か医療が必要でも我慢するかという二者択一を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに軽減特例の見直しを行わない負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。問題だらけの後期制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。

以上、反対討論とします。

議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第6、認定第6号 平成30年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は認定されました。

日程第7、議案第42号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席13番、加藤光則です。

議案第42号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案に反対の立場から討論を行います。

議案は、国の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時・非常勤の地方公務員の大部分を1年任用に移行させようとするものです。

地方自治体は、住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、あくまでも公務の労働は任期の定めのない常勤職員を中心とするという大原則をもとに制度設計を行うべきです。臨時・非常勤の職を人員の調整弁として利用して1年限定の雇用制度となれば、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すこととなります。さらに、会計年度任用職員の2つのタイプの間で支給される手当に格差ができるということがあります。フルタイムは正規職員と勤務時間が同じで、正規職員と同等の諸手当の支給が可能とされているのに対し、短時間のパートは期末手当のみの支給にとどまり、大きな格差が生まれます。今や自治体における常勤・非常勤格差は民間以上となっており、臨時・非常勤職員の7割が女性です。まさに公務がワーキングプアを生み出し、日本全体の格差拡大を進める結果になっていることを直視すべきです。

仕事の中身が同じなら権利もお金も同じ、平等という当然の状況を公務職場でこそ実現していくことが強く求められていることを指摘し、討論を終わります。

なお、議案第43号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案についても、同理由により反対するものです。

以上です。

議長（久野 茂君）

討論を終結します。

採決に入ります。

議案第42号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第43号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第43号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第44号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第44号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第45号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席13番、加藤光則です。

議案第45号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

この条例案の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法の一部改正に伴い、規定を整理するものとして上程されました。これまでは、日本工業規格は、日本工業標準調査会の審議で合格し、規格認証された製品にJISマークを標示し、日本の国家規格として品質保証されてきました。ところが、これを日本工業規格JIS制定の迅速化などして、日本工業標準調査会に付議することなく、民間認定機関が作成したJIS原案を大臣が制定できる仕組みを追加し、そして、コンピュータプログラムやデータサービスをJISの対象とするために名称を日本工業標準から日本産業標準というふうに変更したものです。

標準化による市場獲得の名のもとに、JIS化で、一見、国のお墨つきを得たように見えても、トラブルの際は利用者の自己責任が原則で、業法のような規制の役割は果たせません。70年かけて培ってきたJISの信頼を土台から崩すことになりかねない、このことを指摘し、反対討論とします。

議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第45号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 4 6 号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。  
採決に入ります。

議案第 4 6 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 4 7 号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案  
を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 7 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 4 8 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 4 8 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、議案第 4 9 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担  
額等を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第49号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第50号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第50号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第51号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第51号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第52号 清須市下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第52号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）



ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第53号 清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第53号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第54号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第54号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第55号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第55号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第56号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第56号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第57号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第57号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

採決に入ります。

発議第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第1、議案第59号 工事請負契約（雨水貯留施設設置工事）の一部を変更す

る契約の締結についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市 長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議案第59号 工事請負契約（雨水貯留施設設置工事）の一部を変更する契約の締結につきましては、雨水貯留施設設置工事の契約の金額及び契約の期間を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

追加提案ということで、まことに申しわけございませんが、詳細につきましては担当から説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようにどうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（久野 茂君）

それでは、追加日程第1 議案第59号について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕です。よろしくお願いをいたします。

議案第59号 工事請負契約（雨水貯留施設設置工事）の一部を変更する契約の締結について下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するものとする。

令和元年9月26日提出

清須市長 永田純夫

記といたしまして、

議決年月日 令和元年6月21日原案可決

内容といたしまして、

契約の変更 2億2千880万円を変更後2億6千141万8千300円

契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和2年2月28日

変更後 着手 契約の日の翌日、完了 令和2年3月31日でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（久野 茂君）

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手し、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、追加日程第1、議案第59号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

岸本議員と加藤議員、2名の挙手がありましたので、順次行います。

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

17番、岸本でございます。

確認も含めまして、何点かお尋ねいたします。

まず、最初に、補正のときと今回の契約金額が約110万円ぐらい多くなっているんですが、この理由について、まずお尋ねいたします。

議長（久野 茂君）

飯田課長、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

議員がおっしゃってます約120万円の金額の違いにつきましては、当初の入札差金によるものでございます。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

入札差金で執行残だと思うんですが、前回、補正のときにこうしたことも含めて、今日でもそうですけど、私は説明をすべきで、金額が120万円違う。議会に黙っとくというのか、明らかに違うわけですから、この辺、示すべきだと思いますが、このことについて部長はいかがお考えですか。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

失礼いたしました。

説明の中で説明をすべきであったというふうに思っております。

申しわけありませんでした。

議 長（久野 茂君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

次に、変更の理由のところ、2つ目に、花壇及びテニスコートの復旧工事とございます。このテニスコートの復旧工事は、前回補正のときには説明がなかったかのように思いますが、いかがですか。

議 長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

前回は雨水貯留施設の本体部分に井戸等の施設があったことにより緊急的に上程をさせていただいたもので、そちらの部分を中心にメインでお話しさせていただいておりました。表記としては運搬等ということで、等の中に集約させていただいており、議員がおっしゃるとおり、表現不足ということで、本当に今回は申しわけございませんでした。

議 長（久野 茂君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

これも前回3千141万9千円の補正が上がっていて、私、中身は何ですかとお聞きしました。今、執行残も含めて今回差額約3千261万8千300円、これも本当にきちっと細かに説明をしていただきたい。こういったことが重なって不審に思うんですが、もう一度、この点についても、部長、ご見解お聞かせください。

議 長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

重ね重ねご説明のほうがないということでございます。今後きちっと説明をするようにし

たいというふうに思います。

以上です。

議長（久野 茂君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

もう1点でございます。

昨日、私、中学校の運動会もございましたので、現場を見させていただきました。確かに、この貯留池のど真ん中に井戸がございました。壊れかけて、工事してるんだなと思ったんですが、そこでお聞きしたいのは、この図面にもございますが、図面の左をかぎで囲ってあって、埋設管移設工というのがございます。現場を見て、この図面のとおり管が張りめぐらせてあったので、現場の工事の方に、「これは何ですか」って聞いたら、「埋設管移設工」っておっしゃったんですが、これというのは、今回の補正、契約の部分に該当するのではないのでしょうか。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

まず、もともと今回の井戸施設が発覚したのが、不明管による破損ということで発覚したのが現状で、調査不足だったのは申しわけございませんでした。

そういった管を破損させたということで、その復旧工事ということで、今回再度、漏水とかがないように工事のほうをさせていただいたという結果でございまして、まだ井戸の移設等の工事については、今後行う予定をしております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

確かに、配管なんですけども、今回のこの契約の変更の中に増額分にはこの分は入っているんですか、入ってないんですか。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

今回の分については含まれていません。

以上でございます。

議 長（久野 茂君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

含まれていないなら承知いたしました。

いずれにいたしましても、今回、事細かい、まず最初の気づきですね、発見、そうしたことから始まって、1つ1つ説明が不十分。本当に丁寧・親切ではない。後から後からこのように、聞いたらこうでした、ああでしたという、この辺を指摘して終わります。

議 長（久野 茂君）

次に、加藤議員の質疑を受けます。

13番議員（加藤 光則君）

13番、加藤光則です。

今の部分と重なるところもありますが、1つは、変更の理由を3つ挙げられておるわけですが、その大もとになるのは埋設物が把握されていなかったと、これが私は大きな理由の1つだと思っておりますが、今回、計画変更する場合によって国庫補助もついてるわけでありますので、計画変更の申請なんかについては国等にも出す資料が出てくるかと思っておりますけれども、そういったところにはどのような計画変更の理由を掲げられているのかお聞きします。

議 長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課の飯田でございます。

まず、国庫補助金につきましては、当初7千600万円の要望額を提出しております。しかし、配当というか、決定額は2千500万円ということで、希望額に満たされていないというのが現状でございます、以内補助という形をとっております。

以上でございます。

議 長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、大きく補助が減らされておって、以内補助ということを言われたんですが、ということは、国との関係での計画変更の申請等では今回の問題というのは、さらに減額されるというような問題は発生しないという理解でよろしいでしょうか。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

国庫補助金につきましては、増減がないものだと思っております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、また改めて聞きますが、そうするとですね、市の施策の事業実施の際には、事前に予備設計や事前調査などを実施して、十分な判断材料を確保した上で事業実施の判断がなされる、これが必要あると思うわけですが、今回議題となっている貯留施設ですね、これを改めて調べてみますと、貯留施設の設計における指針というのが出されておるわけですね。そこを見ると、「貯留施設の設計にあたっては、その整備目的、設置場所の土地利用、地形、地質、地下水位、排水先、河川的能力、降雨特性等の基礎調査を行うものとする」、こう書かれているわけでありまして。契約にあたって改めてこれがどうなっていたのか、設置場所周辺の現況調査の設置にあたっての配慮事項に記されています、こういったことが行われたのかどうか、この間、調査されたと思います。これがどうなっておったか質問します。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

設計業者のほうに再度確認をしたところ、まず、事前調査及び測量時に車の下にあったということで、見逃したと。また、成果品を持って現地を確認したときも見逃したというような返事でございます。今後そういったことがないように再発に努めるということで報告をいただいております。



以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、見逃したということでもあります。そうするとですね、きちんとかういった指針にも記されているわけですが、見逃していたと。清須市には、建設工事請負業者等選定要領というのがあります。その5条には、測量調査・設計、または管理業者、工事用物件業者等の選定は清須市入札等参加資格審査規程に基づき、次に掲げる事項に留意して、適正に選定しなければならない。

そして、その1番目に、業務執行能力とあるわけですが、その辺については、今、見逃したということを言われましたけれども、どういうふうにお考えになるのかお聞きします。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

済みません、見落としが先ほどの表現不足で申しわけなかったんですけど、再発ということで、業者のほうに、なぜ駐車場に車がないときに確認作業をしなかったのかとか、そういった車の下をくまなく本当に探したのかということは問い詰めましたが、そこまで見たことは見たんですがというような表現で、今回、私どももそういった確認作業というのも落ち度があったのも事実でございます、今後そういった再発防止に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

両方とも落ち度があったということで、見落としをしたということをお聞きのようですが、本市には工事等の請負契約に係る指名停止の措置規程、これがあるわけがあります。市が発注する公共事業等の適正な履行を確保するためとして、措置の要件がここには書かれています。粗雑公共工事に当たらないのか、さらには契約上どうなっていたかが問題ですが、契約の問題ですけれども、事故等の措置基準に当たらないのか、この2点を伺います。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

いろいろと機関等にご相談しましたが、今回の案件につきましては、当初にあげるべき設計内容だったのを見落とししたということで、業者に対する瑕疵責任というのは問えないのではないかなというようなアドバイスをいただいております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、ここが大事な点だと思うわけですが、設計瑕疵には当たらないのではないかとのご判断は曖昧な答弁に聞こえたんですが、当たらないのかということを知りたいと思いますので、課長が答えられないなら、その上の方にお答えいただいた上で、この議案についての判断をしたいと思います。

以上です。

議長（久野 茂君）

当局、答弁。

永渕建設部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

ただいま課長がご説明をさせていただきました。指名の中での停止だとか、そういった要件については、今、課長が申したとおりでございますが、事前の調査等の不足等、そういったことについて会社としてのどういう経緯でなったのかというようなことでの会社からの報告プラス始末書、顛末書みたいなものを提出をさせるということで、前回出てきたというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

よく判断できなかった。瑕疵には当たらないと。契約上、問題がないということで理解してい

いかどうかだけの判断です。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

担当のほうと調整の中でそういう判断をされたということで、瑕疵には当たらないというふうで判断されたということでございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第59号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

このことについて、各常任委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご

異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

追加日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月清須市議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたりご審議いただきご苦労さまでございました。

( 時に午前11時25分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月26日

議 長 久 野 茂

署名議員 下 堂 蘭 稔

署名議員 浅 野 富 典